

大阪府ドクターヘリの「京都府南部」への 運航拡大に係る基本協定の締結について

「関西広域救急医療連携計画」に基づき、大阪府ドクターヘリが京都府南部へ運航を開始するに当たり、京都府と大阪府及び関西広域連合との間で、「救急医療用ヘリコプターの共同利用に係る基本協定」を締結した。

1 協定締結日

平成24年7月12日（木）

2 協定の主な内容

- ・ 京都府南部地域において、緊急に高度救急医療を要する患者が発生した場合は、大阪府ドクターヘリを利用できるものとする
- ・ 救急患者の搬送先は、原則として、京都府のあらかじめ指定する複数の医療機関とする（現在調整中、15病院程度）
- ・ 京都府は、大阪府ドクターヘリの出勤を要請し、利用した実績に応じて、その費用を負担する

3 運航を拡大するエリア

「京丹波町」以南の市町村

（京丹波町、南丹市、亀岡市、京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、宇治市、城陽市、久御山町、八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町、木津川市、精華町、笠置町、和束町、南山城村）

4 運航開始時期

平成24年9月中予定